

## 令和5年度高齢者用肺炎球菌予防接種依頼書の発行について

中野区に住民登録のある方が、東京23区以外の市町村で予防接種を希望する場合は、接種医療機関の所在地を管轄する市町村または医療機関あての「高齢者用肺炎球菌予防接種依頼書」（以下「予防接種依頼書」という。）が必要となります。この予防接種依頼書は、予防接種による健康被害の救済に関する措置（予防接種法第15条第1項）を行うために必要な文書です。

この予防接種依頼書を利用せずに、中野区の指定医療機関以外で接種した場合は任意予防接種となり予防接種法に基づく健康被害の救済を受けることができません。また接種費用の助成も受けられませんのでご注意願います。

☆『予防接種依頼書』の発行には、次の手続きが必要です☆

### **1 『高齢者用肺炎球菌予防接種依頼書交付申請書』に必要事項をご記入ください。**

原則として、本人かご家族の方が申請してください。ただし、それが困難な場合には介護者、施設、病院関係者等も申請できます。続柄欄に関係をご記入ください。

#### **(1) 依頼書交付申請書の提出先**

中野区保健所予防接種担当または各すこやか福祉センターとなります。

郵送にて提出する場合は、中野区保健所予防接種担当までお願いします。

#### **(2) 予防接種依頼書は中野区保健所予防接種担当から発行（郵送）します。**

各窓口は受付のみです。後日、中野区保健所予防接種担当から郵送します。

### **2 接種費用の助成について**

自己負担額が中野区で規定する金額を超えた場合には費用の一部助成制度があります。詳しくは裏面「令和5年度中野区高齢者用肺炎球菌予防接種費用助成申請について」をご覧ください。

#### **【注意】**

依頼書のご申請をいただいても、お手元に依頼書が届いていない状態で予防接種をされると、任意予防接種の扱いとなり、予防接種法に基づく健康被害の救済や接種費用の助成が受けられなくなってしまいます。そのため、原則お手元に依頼書が届いた状態で医療機関で接種をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 令和5年度 中野区高齢者用肺炎球菌予防接種費用助成申請について

東京23区の高齢者用肺炎球菌予防接種医療機関以外の医療機関において中野区が発行する高齢者用肺炎球菌予防接種依頼書で接種した場合、その費用について一部助成をします。

### 1. 助成額

#### (1) 一般

自己負担額の1,500円を除き、6,959円までを助成します。

※一部ワクチンによっては、6,931円までの助成となります。

#### (2) 生活保護受給者

8,459円までを助成します。

※一部ワクチンによっては、8,431円までの助成となります。

### 2. 申請書類

#### (1) 中野区高齢者用肺炎球菌予防接種費用助成申請書

#### (2) 医療機関発行の領収書

(医療機関住所・名称及び領収印、接種内容が記載されているもの)

#### (3) 接種済みの予防接種予診票のコピー

#### (4) 口座振替依頼書

※ 振込み先が接種対象者の口座でない場合は、委任状が必要になります。

#### (5) 印鑑(朱肉を使うもの)

### 3. 申請期限 令和6年9月30日まで

### 4. 申請方法

#### (1) 郵送での申請

中野区保健所まで申請書類をお送りください。

#### (2) 窓口での申請

下記窓口のいずれかに申請書類をお持ちください。

・中野区保健所 ・北部すこやか福祉センター ・中部すこやか福祉センター

・南部すこやか福祉センター ・鷺宮すこやか福祉センター

### 5. 助成決定 助成決定通知書を発行後、指定口座へお振り込みいたします。

※費用助成申請書、口座振替依頼書を郵送でご提出いただいた場合、内容に不備があると振込までお時間をいただけてしまう場合がございます。依頼書の送付時に同封している記入例を参考にさせていただき、記入内容にお間違いがないかご確認いただきますよう、お願いいたします。

担当窓口

〒164-0001

中野区中野2-17-4 中野区保健所予防接種担当

電話 3382-6500 FAX 3382-7765